

郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証の進め方（案）

1. 基本的考え方

- 郵政民営化委員会は、3年ごとに郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行い、郵政民営化推進本部長に意見を述べ（郵政民営化法 19 条 1 項）、本部はこれを国会に報告することとされている（同法 11 条 2 項）。

第 1 回目の意見（平成 21 年 3 月 13 日）

第 2 回目の意見（平成 24 年 3 月 7 日）

第 3 回目の意見（平成 27 年 4 月 17 日）

- 平成 27 年に発表された中期経営計画が、平成 29 年度に最終年度を迎えることや平成 27 年 11 月に株式が上場されたこと等を踏まえ、今後、次の「2. 検証のアプローチ」等により、平成 30 年春頃を目途とした意見の取りまとめに向け、調査審議を本格化させる。

2. 検証のアプローチ

- 実情把握のため、次の 7 つの観点からアプローチすることとし、今後収集するデータ、意見等を踏まえ、調査審議方針の更なる具体化を行う。
 - ① 前回の検証（平成 27 年 4 月）及び所見（平成 27 年 12 月）での指摘事項に対する日本郵政グループの取組状況のフォローアップ
 - ② 中期経営計画で掲げた目標の達成状況
 - ③ 前回検証後の環境変化（物流業界の人件費・有効求人倍率の増大、人口減少、マイナス金利導入、FinTech・IoT 等の ICT の発展等）に対する日本郵政グループの対応状況
 - ④ 日本郵政グループに対する行政の取組状況（追加的規制の緩和状況等）
 - ⑤ 政府保有株及び金融二社株の処分状況、郵便局ネットワークの維持・活用、経営の状況に関する情報公開等、郵政民営化法に掲げられた基本方針の達成状況
 - ⑥ 国民の利便性の向上や市場における公正競争の確保等、同法に掲げられた基本理念の達成状況
 - ⑦ その他、上場後の日本郵政グループの取組状況等を踏まえた新たな視点により加えるべきもの 等

（参考）調査審議の進め方

（1）地方の実情・地方の声の把握

郵便局等の実情（現場におけるガバナンスの実効性を含む）を幅広く調査するとともに、地方の声（郵便局に対する評価、期待等）を収集するため、地方視察を実施する。

（2）各界各層の評価・意見の把握

幅広く国民各層から多様な意見を収集するため、事務局において、次の施策を実施する。

- ① 意見募集
- ② 有識者等インタビュー（自治体、経済界、消費者、学者、報道機関、アナリスト等）

（3）実態把握

日本郵政グループの経営実態の把握、関係業界への影響等を把握するため、委員会において、利害関係者等からヒアリングを行う。

（4）審議・意見取りまとめ

ヒアリング結果等を踏まえ、郵政民営化の進捗状況を確認するとともに、抽出した論点について審議し（評価、課題・対応の方向性の整理等）、意見として取りまとめ、郵政民営化推進本部長に提出する。

郵政民営化に関する意見募集（案）

平成29年8月31日
郵政民営化委員会

1 意見募集の目的

郵政民営化委員会では、3年ごとに郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行っています。

今後、当委員会の意見を取りまとめることとなりますが、ついては、その際の参考とするため、

- ① これまでの郵政民営化に対する評価
- ② 今後の郵政民営化への期待
- ③ その他

についての意見を募集します。

なお、頂いた個々の御意見に対して、当委員会の考え方を示すことは致しませんので、あらかじめ御了承ください。

2 意見提出期間

平成29年9月1日（金）から10月2日（月）まで（必着）

3 意見提出要領

次の事項を記入の上、電子メール、郵送又はFAXのいずれかの方法で提出してください。お電話や持ち込みによる意見の提出はできませんので御了承ください。

なお、提出意見は、日本語で記入願います。

(1) 記入事項

ア 提出者名（個人又は団体等の別を提出者欄に記入の上、個人の場合は氏名、団体等の場合は名称、代表者名及び担当者名を記入願います）

※団体等の代表者が個人として意見を提出する場合は「個人」としてください。

イ 住所（団体等の場合は主たる事務所の所在地）

ウ 連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）

エ 御意見（以下のいずれかの項目に係るものかを明記願います）

- ① これまでの郵政民営化に対する評価
- ② 今後の郵政民営化への期待
- ③ その他

(2) 意見提出方法

ア 電子メールの場合

意見書（様式）に必要事項を明記の上、次のあて先に提出願います。

g.yusei.mineika_attomaaku_cas.go.jp

※ 1 迷惑メール防止対策のため、メールアドレスの一部を変えています。

(「_attomaaku_」を、「a」に置き換えて下さい。)

※ 2 意見書(様式)のファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルで提出願います。

イ 郵送の場合

意見書(様式)に必要事項を明記の上、次のあて先に提出願います。

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎

郵政民営化委員会事務局「意見募集」係 あて

ウ FAX の場合

意見書(様式)に必要事項を明記の上、次のあて先に提出願います。

郵政民営化委員会事務局「意見募集」係 あて

FAX : 03-5251-1001

4 留意事項

- (1) 提出者名やその属性に関する情報は公表する場合があります。匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。
- (2) 郵送又は FAX で御意見を提出された方には、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 その他

- (1) 提出者の方の連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- (2) 御質問については、郵政民営化委員会事務局「意見募集」係までお願いします。
電話(「意見募集」係) : 03-5251-8940

(注) 本意見募集については、電子政府の総合窓口[e-Gov]のパブリックコメント欄にも掲載しています。

(意見募集の御参考)

● 郵政民営化法(平成 17 年法律第 97 号)(抄)

(所掌事務)

第十九条 民営化委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 三年ごとに、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況並びに国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べること。

二～四 (略)

2・3 (略)